

国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則

平成16年4月1日
制 定

改正	平成17年	3月29日	規則第36号
改正	平成17年	11月30日	規則第58号
改正	平成18年	3月24日	規則第36号
改正	平成19年	3月23日	規則第37号
改正	平成19年	11月30日	規則第78号
改正	平成20年	3月28日	規則第35号
改正	平成20年	5月23日	規則第52号
改正	平成20年	11月28日	規則第87号
改正	平成21年	3月27日	規則第23号
改正	平成21年	6月9日	規則第37号
改正	平成21年	11月27日	規則第61号
改正	平成22年	3月26日	規則第22号
改正	平成22年	6月25日	規則第45号
改正	平成22年	12月24日	規則第56号
改正	平成23年	3月24日	規則第18号
改正	平成24年	3月30日	規則第26号
改正	平成24年	5月30日	規則第33号
改正	平成25年	12月27日	規則第31号
改正	平成26年	1月29日	規則第4号
改正	平成26年	3月28日	規則第18号
改正	平成26年	11月28日	規則第30号
改正	平成27年	3月27日	規則第22号
改正	平成28年	2月1日	規則第7号
改正	平成28年	11月25日	規則第40号
改正	平成29年	3月24日	規則第9号
改正	平成30年	1月26日	規則第1号
改正	平成30年	3月23日	規則第8号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、教職員（国立大学法人奈良教育大学年俸制教員給与規則の適用を受ける教員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給 与 支 給 日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 学長補佐手当 安全衛生管理手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)、その日が休日かつ月曜日に当たるとき 18日
管理職員特別勤務手当 教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)その日が休日かつ月曜日に当たるとき 18日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)

(給与の支払)

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、本人の同意を得て、教職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を

生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第49号。以下「労働時間等規則」という。）第11条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、学長補佐手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず請求を受理した日から7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき
- 二 本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

- 一 本人又は本人の収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害をうけた場合
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により一週間以上にわたって帰郷する場合

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第20条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、学長補佐手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当（第29条第1項第一号に規定する業務に限る）、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職俸給表(別表第1)
 - イ 一般職俸給表(一)
 - ロ 一般職俸給表(二)
- 二 教育職俸給表(別表第2)
 - イ 教育職俸給表(一)
 - ロ 教育職俸給表(二)
- 三 医療職俸給表(別表第3)
 - イ 医療職俸給表(一)
 - ロ 医療職俸給表(二)

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

2 学長が特に必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず初任給を決定することができるものとする。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 教職員就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第16条 教職員の昇給は、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあつては、57歳)を超える教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(昇給の時期)

第17条 前条の規定による昇給の時期は、1月1日とする。

(特別な場合の昇給)

第18条 教職員が教職員就業規則第42条の規定に該当し表彰をされた場合、その他学長が特に必要であると認める場合には、別に定める日に、第16条の規定による昇給をさせることができる。

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第19条 教職員が業務上若しくは通勤途上において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規則第16条第1項第一号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

る。ただし、附属学校に勤務する教員及び事務職員が結核性疾患により休職となる期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。

- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が刑事事件に関し起訴され、教職員就業規則第16条第1項第二号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 5 教職員が教職員就業規則第16条第1項第三号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 教職員が教職員就業規則第16条第1項第四号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 7 教職員が教職員就業規則第16条第1項第六号の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教職員休職規則（平成16年奈良教育大学規則第55号。以下「休職規則」という。）第9条第1項第一号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第20条 教職員が勤務しないときは、教職員就業規則第29条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があつた場合又は労働時間等規則第18条に規定する休暇を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

第4章 諸手当

（俸給の調整額）

第21条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第4の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

- 3 教職員の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額（その額が俸給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、俸給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下同じ。）にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 大学院の研究科において講義、演習、実験又は実習の指導を担当する教育職俸給表(二)の適用を受ける教職員の俸給の調整額は、別表第5のイの3級欄に掲げる調整基本額に調整数 1 を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職種及び月額は、別表第9に掲げる職種及びその職務の級の区分に応じた額とする。ただし、複数の職種区分に該当する教職員については、いずれか一つの職種区分（職種区分が異なる場合には、管理職手当の月額の高い職種区分）に従って管理職手当を支給するものとする。
- 3 学長が特に必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず管理職手当の月額を決定することができる。
- 4 前2項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における賃金相当額を含むものとする。

(学長補佐手当)

第22条の2 学長補佐手当は、国立大学法人奈良教育大学学長補佐規則（平成16年奈良教育大学規則第42号）第2条に規定する学長補佐に支給する。

- 2 学長補佐手当を支給する月額は、別表第10に掲げる額とする。

(安全衛生管理手当)

第22条の3 安全衛生管理手当は、国立大学法人奈良教育大学安全衛生管理規則（平成16年奈良教育大学規則第131号）第10条に規定する衛生管理者及び第12条に規定する産業医に支給する。ただし、第22条及び第22条の2の規定に基づき手当の支給を受ける教職員には支給しない。

- 2 安全衛生管理手当の月額は、次の各号の職務の区分に応じ掲げる額とする。
 - 一 衛生管理者 2,000円
 - 二 産業医 5,000円

(管理職員特別勤務手当)

第22条の4 管理職員特別勤務手当は、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他本学の運営の必要により、労働時間等規則第11条に定める休日に6時間を超える時間勤務した場合に支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、前項に定める教職員が災害への対処その他臨時又は緊急

の必要により休日以外の日午前0時から午前5時までの間であって所定の労働時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、別表第11に掲げる職種及びその職務の級の区分に応じた額
 - 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、別表第11に掲げる職種及びその職務の級の区分に応じた額

(初任給調整手当)

- 第23条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された教職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
 - 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第6に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
 - 4 初任給調整手当を支給されている教職員が教職員就業規則第16条の規定に該当して休職にされた場合における当該教職員に対する別表第6の適用については、当該休職の期間(第19条第1項及び国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第44号。以下「教員就業規則」という。)第5条第2項及び第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
 - 5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められた手当(以下この項において「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の

規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項に規定する満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子以外の扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるものに対しては支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円(一般職俸給表(一)の8級および教育職俸給表(一)の5級の適用を受ける教職員は3,500円)
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(一般職俸給表(一)の8級および教育職俸給表(一)の5級の適用を受ける教職員は3,500円)
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第25条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、かつ、当該地域の物価等を考慮して別に定める地域に所在する勤務箇所で、別表第7の支給地域欄に掲げる地域に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の調整額、管理職手当、学長補佐手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第7の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 教職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から2年間、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合による地域手当を支給する。ただし、2年目は、その支給割合の100分の80を乗じて得た支給割合とする。

4 人事交流により他の国立大学法人等の職員から引き続き本学の教職員となった場合で、本学に勤務することとなった日の前日に、第1項に定める地域手当と同様の手当を受けていた者については、前項の規定を準用する。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の表に掲げる教職員の区分のいずれかに該当する教職員に支給するものとし、手当の月額は、教職員の区分に応じて同表に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

教 職 員 の 区 分	手 当 額	
第一号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている教職員を除く。）	次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
第二号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められたもの	第一号の教職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる教職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である

教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 通勤のため交通機関等を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が、2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする教職員にあつては、教職員の区分に応じて次の表に定める額

教 職 員 の 区 分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である教職員	31,600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内

においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、号又は第二号により算出した額のいずれか高い額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員のうち、第1項第一号又は第三号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものとの権衡上必要があると認めたものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が1箇月当たり20,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職等の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して計算した額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第28条 他の国立大学法人等の職員から引き続き本学の教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたものうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との権衡上必要があると認めた教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100 km以上	300 km未満	8,000円
300 km以上	500 km未満	16,000円
500 km以上	700 km未満	24,000円

700 km以上	900 km未満	32,000円
900 km以上	1,100 km未満	40,000円
1,100 km以上	1,300 km未満	46,000円
1,300 km以上	1,500 km未満	52,000円
1,500 km以上	2,000 km未満	58,000円
2,000 km以上	2,500 km未満	64,000円
2,500 km以上		70,000円

(教員特殊業務手当)

第29条 教員特殊業務手当は、附属小学校、中学校又は幼稚園に所属する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭で職務の級が教育職俸給表(二)の2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

二 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

三 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規則第11条に規定する休日(同規則第12条の規定により休日の振替え又は代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。)に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの

五 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第一号イの業務	8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
前項第一号ロ及びハの業務	7,500円
前項第二号及び第三号の業務	4,250円
前項第四号の業務	3,000円
前項第五号の業務	1,800円

(入学試験業務手当)

第29条の2 入学試験業務手当は、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員が、次に掲

げる入学者選抜における試験実施等の業務に従事した場合に支給する。

- 一 教育学部の入学者選抜試験（以下「入試」という。）
 - 二 大学院の入試
 - 三 特別支援教育特別専攻科の入試
 - 四 大学入学センター試験
- 2 単価及び調整数は、別に定める。
 - 3 入学試験業務手当の額は、従事した業務に応じ、単価に調整数を乗じて得た額とする。

（教員免許状更新講習業務手当）

第29条の3 教員免許状更新講習業務手当は、教育職俸給表（一）及び教育職俸給表（二）の適用を受ける職員が、教員免許状更新講習における講習の業務に従事した場合に支給する。ただし、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び教員免許状更新講習担当特任教員には支給しない。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した時間1時間につき5,800円とする。

（教育実習等指導手当）

第30条 教育実習等指導手当は、附属小学校、中学校又は幼稚園に所属する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第31条 教育業務連絡指導手当は、附属小学校、中学校又は幼稚園に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

- 一 教務主任
 - 二 学年主任
 - 三 生徒指導主事
 - 四 進路指導主事
 - 五 研究主任
 - 六 教育実習主任
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

（超過勤務手当）

第32条 労働時間等規則第8条の規定により所定の勤務日に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の1

50) を超過勤務手当として支給する。

- 2 労働時間等規則第8条の規定により所定の勤務日に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間1ヶ月(第2条に規定する給与の計算期間とする。以下この条について同じ。)について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 前2項に規定する超過勤務手当は、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

(休日給)

第33条 労働時間等規則第8条の規定により同規則第11条に規定する休日(同規則第12条の規定により代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命じられた教職員には、勤務を命じられた全時間(同規則第12条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

(期末手当)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは教職員就業規則第23条第1項及び第2項第一号に該当して解雇され、又は死亡した教職員(第3項第二号に定める教職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において教職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める教職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)を加算した額、次の表(2)に定める教職員(以下「特定幹部教職員」という。)にあっては、その額に俸給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(特定幹部教職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、

次の表（３）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（１）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	８級以上	１００分の２０
	７級・６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
一般職俸給表（二）	５級	１００分の１０
	４級・３級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（一）	６級	１００分の２０
	５級	１００分の１５（別に定める教職員にあっては１００分の２０）
	４級・３級	１００分の１０（職務の級４級の職員のうち別に定める教職員にあっては１００分の１５）
	２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（二）	４級	１００分の１５（別に定める教職員にあっては１００分の２０）
	３級	１００分の１０
	２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５（別に定める教職員にあっては１００分の１０）
医療職俸給表（一）	６級以上	１００分の１５
	５級	１００分の１０
	４級・３級、２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５
医療職俸給表（二）	６級以上	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級、２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５

表（２）

俸給表	管理職手当の職種	加算割合
一般職俸給表（一）	事務局長	１００分の１５

表（３）

在職期間	割合

6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 教職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 無給休職者（教職員就業規則第 16 条第 1 項第一号又は第三号から第六号（本号のニに該当するものを除く）までの規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ロ 刑事休職者（教職員就業規則第 16 条第 1 項第二号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

ハ 停職者（教職員就業規則第 44 条第三号の規定により停職にされている教職員をいう。）

ニ 無給派遣休職者（休職規則第 9 条第 1 項第一号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ホ 教職員就業規則第 39 条の規定により育児休業をしている教職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員以外の教職員

ヘ 大学院修学休業教職員（教員就業規則第 12 条の規定により大学院修学休業をしている教職員をいう。）

二 基準日 1 月以内に退職し、又は解雇された教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 退職し又は解雇された日において前号に該当する教職員であつた場合

ロ 退職し又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ 退職し又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 前 3 項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第 35 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは教職員就業規則第 23 条第 1 項及び第 2 項第一号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（前条第 3 項第二号に定める教職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の教職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額

とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項第一号中イ、ロ及びニを「休職者（教職員就業規則第16条第1項の規定により休職にされている教職員（第19条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（義務教育等教員特別手当）

第36条 附属小学校、中学校又は幼稚園に勤務する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第8に掲げる額（ただし、幼稚園に勤務する者については、別表第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額）とする。

（教職調整額）

第37条 義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、附属小学校、中学校又は幼稚園に所属する教職員のうちその職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

第5章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第38条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、第25条第3項ただし書き中の「100分の80」を「100分の100」と読み替えて適用する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の教職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日（以下「施行日」という。）において給与法の適用を受けるものとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表のとおり読み替える。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替えるこの規則の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条（扶養手当）、第11条の9（住居手当）、第12条（通勤手当）又は第12条の2（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、施行日においても同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、この規則の第24条（扶養手当）、第26条（住居手当）、第27条（通勤手当）又は第28条（単身赴任手当）による届出及び認定があったものとみなす。
- 5 第38条に規定するこの規則の実施に関し必要な事項は、それが定められるまでの間、一般職の国家公務員の例に準じて給与法、給与関係諸規則等及び文部科学省通達等による。

附 則（平成17年規則第36号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第58号）

この規則は、平成17年11月30日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第36号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第61号）の施行日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸

欄に掲げるものを除く教職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年規則第56号)(以下「平成22年改正規則」という。)附則第4項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が平成22年改正規則附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定対象教職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表(一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表(二)	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(一)	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表(一)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(二)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- 3 平成19年1月における第16条(昇給)の適用については、次の表の左欄に掲げる条項中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第2項	4号俸	2号俸
	3号俸	1号俸
第16条第3項	4号俸	2号俸

	3号俸	1号俸
	2号俸	0号俸

- 4 平成20年1月から平成22年1月までの間における第16条(昇給)の適用については、次の表の左欄に掲げる条項中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第16条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

附 則 (平成19年規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第78号)

- この規則、は平成19年11月30日から施行し、平成19年9月1日から適用する。
- 平成19年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」を「100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)」と読み替え適用する。

附 則 (平成20年規則第35号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第29条の2の規定は、平成19年8月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第52号)

この規則は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第87号)

この規則は、平成20年11月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第23号)

- この規則は、平成21年3月27日から施行する。
- 第29条の規定については、平成20年4月1日から適用する。
- 第7条、第25条、第29条の3の規定については、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第37号)

- この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 平成21年4月1日から平成21年9月30日までの地域手当については、別表第7中「100分の6.5」とあるのは「100分の7」と読み替えるものとする。
- 平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当については、第34条第2項中「6月に支

給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125」と、「6月に支給する場合においては100分の120」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の110」と、第35条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは「100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の85）」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年規則第61号）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年10月1日から平成21年11月30日までの地域手当については、別表第7中「100分の6.5」とあるのは「100分の7」と平成21年12月1日から平成22年3月31日までの地域手当については、別表第7中「100分の6.5」とあるのは「100分の9」と読み替えるものとする。
- 3 平成21年11月1日現在において、第26条表の第2号に規定する住居手当の認定を受けていた教職員については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の規則を適用する。
- 4 平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当については、第34条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、第35条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と読み替えるものとする。

附 則（平成22年規則第22号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第45号）

この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第56号）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの地域手当については、別表第7中「100分の7.5」とあるのは「100分の9」と読み替えるものとする。
- 3 平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当については、第34条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第35条第2項中「100分の67.5（特定幹部教職員にあっては、100分の87.5）」とあるのは「100分の65（特定幹部教職員にあっては、100分の85）」と、附則第7項中「100分の1.0125（特定幹部教職員にあっては、100分の1.3125）」とあるのは「100分の0.975（特定幹部教職員にあっては、100分の1.275）」と、「100分の67.5（特定幹部教職員にあっては、100分の87.5）」とあるのは「100分の65（特定幹部教職員にあっては、100分の85）」と読み替えるものとする。
- 4 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定対象教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定対象教

職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給月額 当該特定対象教職員の俸給月額（当該特定対象教職員が第20条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定対象教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第6項及び第7項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定対象教職員の俸給月額から当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第6項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- 二 管理職手当 当該特定対象教職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 三 地域手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第34条第2項の表（1）に定める教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額に表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第34条第2項の表（1）に定める教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表（3）に定める割合を乗じて得た額）
- 五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第34条第2項の表（1）に定める教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額に表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）

を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定対象教職員に支給される勤勉手当に係る第35条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第34条第2項の表(1)に定める教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(同項に規定する特定幹部教職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に表(2)の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定対象教職員に支給される勤勉手当に係る第35条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額)

六 第19条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定対象教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第19条第1項 前各号に定める額

ロ 第19条第2項及び第3項 第一号、第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第19条第4項 第一号及び第三号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第19条第5項から第7項 第一号、第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職俸給表(一)	6級
教育職俸給表(一)	5級
教育職俸給表(二)	4級
医療職俸給表(一)	6級
医療職俸給表(二)	6級

5 前項に規定するもののほか、特定対象教職員以外の者が月の初日以外の日に特定対象教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第20条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定が適用される間、第35条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、教職員で附則第4項の規定により給与が減

ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定幹部教職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定幹部教職員にあっては100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成23年規則第18号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、平成23年3月24日から適用する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（職務の級の最高の号俸を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則第16条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年規則第26号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において別に定める年齢に満たない教職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける教職員（以下「除外教職員」という。）を除く。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 3 平成25年4月1日において別に定める年齢に満たない教職員（同日において、除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成26年4月1日において別に定める年齢に満たない教職員（同日において、除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年規則第33号）

- 1 この規則は、平成24年5月30日から施行する。
- 2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第11条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員に対する俸給月

額（国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第36号）（以下、「平成18年改正規則」という。）附則第2項の規定による俸給を含み、当該教職員が第20条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 第19条第1項から第7項までの規定により支給される給与
 当該教職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第19条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第19条第2項又は第3項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同項の

規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第19条第4項 前項及び第二号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第19条第5項から第7項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第20条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同情の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第56号）（以下「平成22年改正規則」という。）附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第二号から第五号及び第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規則附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第二号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規則附則第4項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第4項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第4項第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」と、同号ハ中「前項及び第二号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第二号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間の地域手当については、別表第7中「100分の8」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年規則第31号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

1 この規則は、平成26年1月29日から施行する。

2 平成26年3月1日から平成26年3月31日までの間においては、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第33号）附則第2項中の表については、同表右欄に定める割合を「100分の4.77」とあるのは「100分の3.34」と、「100分の7.77」とあるのは「100分の5.44」と、「100分の9.77」とあるのは「100分の6.84」と読み替えるものとする。

3 第22条の3及び第25条の規定については、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第30号）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行し、平成26年11月1日から適用する。
- 2 平成27年1月における第16条（昇給）の適用については、次の表の左欄に掲げる条項中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第16条第3項	特に良好	極めて良好

- 3 平成26年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは「100分の79.5（特定幹部職員にあっては、100分の99.5）」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年規則第22号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第56号）（以下「平成22年改正規則」という。）附則第4項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が平成22年改正規則附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定対象教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 平成28年3月31日までの間における単身赴任手当については、第28条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規則第7号）

- 1 この規則は、平成28年2月1日から施行し、平成27年11月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日までの間における第28条第2項の表については、次の表のとおり適用するものとする。

交 通 距 離		加 算 額
100 km以上	300 km未満	6,000円
300 km以上	500 km未満	13,000円
500 km以上	700 km未満	20,000円
700 km以上	900 km未満	26,000円
900 km以上	1,100 km未満	33,000円
1,100 km以上	1,300 km未満	38,000円

1, 300 km以上 1, 500 km未満	43, 000円
1, 500 km以上 2, 000 km未満	48, 000円
2, 000 km以上 2, 500 km未満	53, 000円
2, 500 km以上	58, 000円

3 平成27年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規則第40号）

- この規則は、平成28年11月25日に施行し、平成28年11月1日から適用する。
- 平成28年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年規則第9号）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における、第24条の表については次の表のとおり適用するものとする。

対 象 者	手 当 額		
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（一般職俸給表（一）の8級以上および教育職俸給表（一）の5級以上の適用を受ける教職員は3,500円）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円	1人につき10,000円	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円	1人につき6,500円	1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の8級以上および教育職俸給表（一）の5級以上の適用を受ける教職員は3,500円）
満60歳以上の父母及び祖父母			
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
重度心身障害者			

※職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人にかかる手当額については、平成29年4月1

日～平成30年3月1日は子10,000円・父母等9,000円、平成30年4月1日以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

附 則（平成30年規則第1号）

- 1 この規則は、平成30年1月26日に施行し、平成29年11月1日から適用する。
- 2 平成29年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」とあるのは「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年規則第8号）

- 1 この規則は、平成30年3月23日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において第16条の規定により昇給した教職員（以下この項において「昇給抑制教職員」という。）その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								

備考 2級の1号俸を受ける教職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった者で別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
9	188,000	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
11	193,500	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
12	196,200	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
21	213,800	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
22	215,700	264,500	323,900	377,000	452,600	
23	217,600	267,400	326,500	379,100	455,000	
24	219,500	270,300	329,300	381,100	457,300	
25	221,500	273,100	331,400	382,700	459,300	
26	223,600	275,700	333,600	384,500	461,500	
27	225,700	278,200	335,800	386,300	463,600	
28	227,800	280,900	338,300	388,200	465,800	
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900	
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200	
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400	
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500	
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400	
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500	

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800	
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000	
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100	
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100	
39	248,800	306,100	361,700	406,300	489,000	
40	250,400	307,800	363,600	407,800	490,900	
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900	
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800	
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500	
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400	
45	258,600	313,200	372,900	414,900	500,300	
46	260,100	314,300	374,700	416,500	502,100	
47	261,800	315,200	376,200	417,900	503,900	
48	263,200	316,300	378,000	419,500	505,800	
49	264,600	317,300	379,500	420,900	507,500	
50	265,400	318,400	381,100	422,200	509,200	
51	266,000	319,300	382,900	423,500	511,000	
52	266,900	320,200	384,600	424,800	512,900	
53	267,600	321,400	385,700	425,500	514,500	
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100	
55	269,200	323,400	388,600	427,400	517,800	
56	270,000	324,400	390,200	428,300	519,400	
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000	
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300	
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600	
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800	
61	275,100	329,500	397,100	432,800	526,000	
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000	
63	277,200	331,600	400,000	434,700	528,000	
64	278,200	332,700	401,500	435,800	529,000	
65	279,100	333,500	402,500	436,700	529,600	
66	280,000	334,600	403,600	437,700	530,500	
67	281,100	335,300	404,600	438,700	531,400	
68	282,200	336,400	405,700	439,600	532,300	
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200	

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000	
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700	
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200	
73	287,100	340,600	410,000	444,500	535,900	
74	288,200	341,600	410,900	445,400	536,400	
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200	
76	290,300	343,600	412,500	447,300	537,800	
77	290,900	344,600	413,200	448,100	538,300	
78	291,900	345,600	413,700	448,600	538,900	
79	292,800	346,500	414,100	449,300	539,500	
80	293,700	347,400	414,500	449,900	540,100	
81	294,600	348,400	414,800	450,700	540,700	
82	295,500	349,400	415,200	451,400		
83	296,400	350,400	415,500	451,700		
84	297,300	351,400	415,900	452,300		
85	297,900	352,000	416,200	452,700		
86	298,700	352,600	416,600	453,100		
87	299,500	353,200	417,000	453,500		
88	300,400	353,800	417,400	453,800		
89	301,000	354,400	417,700	454,100		
90	301,600	354,800	418,100	454,500		
91	302,300	355,200	418,500	454,900		
92	302,900	355,700	418,800	455,200		
93	303,600	356,200	419,100	455,500		
94	304,200	356,600	419,500	455,900		
95	304,800	357,100	419,800	456,200		
96	305,400	357,600	420,100	456,500		
97	306,100	358,200	420,400	456,800		
98	306,700	358,700	420,800	457,200		
99	307,300	359,100	421,100	457,500		
100	307,900	359,600	421,400	457,800		
101	308,300	360,000	421,700	458,100		
102	308,600	360,500	422,100			
103	308,900	360,800	422,400			
104	309,300	361,300	422,700			

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）
イ 教育職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
105	309,600	361,800	423,000			
106	310,000	362,200	423,400			
107	310,300	362,700	423,700			
108	310,600	363,200	424,000			
109	311,000	363,600	424,300			
110	311,300	364,100	424,600			
111	311,700	364,600	424,900			
112	312,100	365,000	425,200			
113	312,400	365,400	425,500			
114	312,800	365,800	425,800			
115	313,100	366,300	426,100			
116	313,400	366,700	426,400			
117	313,600	367,100	426,600			
118	313,900	367,500				
119	314,300	368,000				
120	314,700	368,400				
121	314,900	368,700				
122	315,200	369,100				
123	315,600	369,600				
124	316,000	369,900				
125	316,200	370,300				
126	316,400	370,800				
127	316,700	371,300				
128	317,100	371,700				
129	317,300	372,100				
130	317,600	372,600				
131	318,000	373,100				
132	318,200	373,600				
133	318,400	374,100				
134	318,700	374,600				
135	319,100	375,100				
136	319,300	375,600				
137	319,400	376,100				
138	319,600	376,600				
139	319,900	377,100				

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）
 イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
140	320,200	377,600				
141	320,600	378,100				
142	320,900					
143	321,200					
144	321,500					
145	321,900					
146	322,200					
147	322,400					
148	322,700					
149	323,100					
150	323,400					
151	323,700					
152	323,900					
153	324,200					
154	324,500					
155	324,800					
156	325,100					
157	325,300					

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	156,300	172,200	290,100	406,300
2	157,800	174,300	292,700	407,800
3	159,300	176,400	295,600	409,300
4	160,800	178,600	298,100	410,800
5	162,500	180,600	300,600	412,200
6	164,400	182,800	303,000	413,600
7	166,200	185,000	305,300	415,100
8	168,000	187,200	307,700	416,700
9	169,800	189,500	310,100	418,100
10	171,900	192,300	312,700	419,500
11	173,900	195,000	315,400	420,900
12	175,900	197,700	318,300	422,200
13	177,900	200,600	320,800	423,500
14	180,100	202,300	322,800	424,900
15	182,300	204,000	324,800	426,300
16	184,500	205,700	327,100	427,700
17	186,800	207,500	329,200	428,900
18	189,400	209,200	331,400	430,200
19	191,900	210,900	333,700	431,400
20	194,400	212,500	335,800	432,700
21	196,900	214,300	338,100	433,800
22	198,600	216,200	340,300	435,000
23	200,300	218,100	342,600	436,300
24	202,000	220,000	344,900	437,600
25	203,500	221,700	346,700	438,900
26	205,100	223,700	348,500	440,100
27	206,700	225,700	350,400	441,100
28	208,200	227,700	352,300	442,200
29	209,900	229,600	354,100	443,400
30	211,600	232,300	355,900	444,200
31	213,300	235,000	357,600	445,000
32	215,000	237,700	359,500	445,900
33	216,500	240,300	361,000	446,800
34	218,200	243,100	362,700	447,300
35	219,900	245,700	364,200	447,800
36	221,600	248,400	366,000	448,300
37	223,100	250,900	367,900	448,800
38	224,800	253,400	369,400	
39	226,500	255,900	370,800	
40	228,200	258,200	372,400	
41	229,800	260,900	373,500	
42	231,500	263,300	374,900	
43	233,100	265,500	376,300	
44	234,700	267,700	377,800	
45	236,400	269,800	379,300	
46	237,900	272,000	380,900	
47	239,200	274,200	382,500	
48	240,600	276,200	384,000	
49	242,000	278,500	385,400	
50	243,400	280,500	386,900	

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）
 ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
51	244,900	282,400	388,400	
52	246,100	284,400	389,800	
53	247,200	286,200	391,000	
54	248,600	288,600	392,300	
55	249,800	290,900	393,400	
56	251,000	293,400	394,500	
57	252,200	295,500	395,900	
58	253,400	298,000	397,100	
59	254,500	300,300	398,300	
60	255,700	303,000	399,600	
61	257,100	305,400	400,800	
62	258,300	307,800	401,800	
63	259,500	310,300	403,200	
64	260,400	312,600	404,500	
65	261,400	314,900	405,700	
66	262,800	317,100	406,800	
67	264,200	319,200	408,000	
68	265,700	321,400	409,100	
69	267,300	323,500	410,100	
70	268,800	325,600	411,300	
71	270,300	327,800	412,500	
72	271,700	329,800	413,700	
73	272,700	331,900	414,300	
74	273,900	334,000	415,100	
75	275,200	336,200	415,800	
76	276,400	338,400	416,300	
77	277,700	340,100	416,600	
78	278,800	342,000	417,000	
79	280,000	343,700	417,400	
80	281,200	345,500	417,800	
81	282,400	347,300	418,100	
82	283,300	349,100	418,500	
83	284,500	350,600	418,900	
84	285,700	352,400	419,200	
85	286,700	353,600	419,500	
86	287,600	355,200	419,900	
87	288,300	356,700	420,300	
88	289,300	358,200	420,600	
89	290,300	359,600	420,900	
90	291,200	360,900	421,200	
91	292,100	362,300	421,500	
92	293,000	363,700	421,700	
93	293,300	365,200	421,900	
94	294,000	366,500		
95	294,700	367,800		
96	295,500	369,000		
97	296,300	370,000		
98	297,100	371,000		
99	297,900	372,000		
100	298,600	373,000		

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
101	299,500	373,900		
102	300,000	374,900		
103	300,500	375,900		
104	301,000	376,900		
105	301,200	377,700		
106	301,600	378,600		
107	301,900	379,500		
108	302,100	380,500		
109	302,300	381,300		
110	302,500	382,300		
111	302,800	383,300		
112	303,100	384,300		
113	303,300	384,900		
114	303,500	385,800		
115	303,700	386,700		
116	304,000	387,600		
117	304,300	388,400		
118	304,600	389,100		
119	304,900	389,900		
120	305,200	390,700		
121	305,300	391,300		
122	305,500	392,100		
123	305,800	392,800		
124	306,100	393,500		
125	306,300	394,100		
126		394,800		
127		395,300		
128		395,900		
129		396,600		
130		397,200		
131		397,700		
132		398,200		
133		398,500		
134		398,800		
135		399,100		
136		399,400		
137		399,700		
138		400,000		
139		400,300		
140		400,600		
141		400,900		
142		401,200		
143		401,500		
144		401,800		
145		402,000		
146		402,300		
147		402,600		
148		402,800		
149		403,000		
150		403,300		

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
151		403,600		
152		403,800		
153		404,000		
154		404,300		
155		404,600		
156		404,800		
157		405,000		

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）
イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）
イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800		
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500			
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200			
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800			
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200			
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700			
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200			

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700			
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300			
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800			
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400			
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000			
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,100	325,000	345,900				
87		289,300	325,200	346,200				
88		289,500	325,600	346,500				
89		289,900	326,000	346,900				
90		290,100	326,400	347,200				
91		290,300	326,800	347,600				
92		290,500	327,200	347,900				
93		290,900	327,500	348,300				
94		291,100	327,700	348,600				
95		291,300	328,100	348,900				
96		291,600	328,400	349,200				
97		292,000	328,600	349,500				
98		292,300	328,900	349,900				
99		292,500	329,200	350,300				
100		292,800	329,500	350,700				
101		293,100	329,700	351,200				
102		293,300	330,000	351,600				
103		293,500	330,400	352,000				
104		293,800	330,600	352,400				
105		294,100	330,700	352,900				
106			331,000					
107			331,400					

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）
 イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
108			331,600					
109			331,800					
110			332,200					
111			332,600					
112			333,000					
113			333,200					

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
94	281,400	314,600	348,000	366,000			
95	282,300	315,300	348,700	366,400			
96	283,300	315,900	349,300	366,700			
97	284,000	316,600	349,700	367,300			
98	284,800	316,900	350,100	367,800			
99	285,400	317,500	350,600	368,300			
100	286,300	318,200	351,000	368,800			
101	287,100	318,600	351,500	369,400			
102	287,900	319,200	351,900	369,900			
103	288,700	319,800	352,400	370,400			
104	289,500	320,400	352,800	370,800			
105	290,200	320,800	353,100	371,400			
106	290,700	321,300	353,600	371,900			
107	291,200	321,800	354,000	372,400			
108	291,700	322,300	354,300	372,900			
109	291,900	322,700	354,800	373,500			

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
110	292,200	323,100	355,300	373,900			
111	292,400	323,400	355,800	374,400			
112	292,800	323,700	356,300	374,900			
113	293,100	324,100	356,800	375,500			
114	293,300	324,500	357,300				
115	293,700	324,900	357,800				
116	294,000	325,200	358,200				
117	294,300	325,400	358,600				
118	294,600	325,700	359,000				
119	294,900	326,100	359,500				
120	295,300	326,300	360,000				
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）
 ロ 医療職俸給表（二）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						

別表第4（第21条関係）

勤務箇所	教 職 員	調整数
1 大学院の研究科	(1) 講師以上の教員のうち、大学院に置かれる研究科（以下「大学院研究科等」という。）において、講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	1
	(2) 大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する助手	1
2 附属小学校及び中学校	特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事する事を本務とする職員	2

別表第5（第21条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円
2 級	11,000円
3 級	11,600円（給与規則別表第2ロの備考に定める教職員にあっては、11,800円）
4 級	12,700円

別表第6（第23条関係）

期間の区分	手当の額
1年未満	50,700
1年以上 2年未満	50,700
2年以上 3年未満	50,700
3年以上 4年未満	50,700
4年以上 5年未満	50,700
5年以上 6年未満	50,700
6年以上 7年未満	48,900
7年以上 8年未満	47,100
8年以上 9年未満	45,300
9年以上 10年未満	43,500
10年以上 11年未満	41,700
11年以上 12年未満	39,900
12年以上 13年未満	38,100
13年以上 14年未満	36,300
14年以上 15年未満	34,900
15年以上 16年未満	33,500
16年以上 17年未満	32,100
17年以上 18年未満	30,700
18年以上 19年未満	29,300
19年以上 20年未満	27,900
20年以上 21年未満	26,500
21年以上 22年未満	25,900
22年以上 23年未満	25,300
23年以上 24年未満	24,300
24年以上 25年未満	23,700
25年以上 26年未満	23,100
26年以上 27年未満	22,500
27年以上 28年未満	21,900
28年以上 29年未満	21,100
29年以上 30年未満	20,800
30年以上 31年未満	20,400
31年以上 32年未満	19,800
32年以上 33年未満	18,900
33年以上 34年未満	18,000
34年以上 35年未満	17,300

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第7（第25条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
奈良県	奈良市	100分の10
奈良県	五條市	なし

別表第8（第36条関係）

職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	5,000円	5,400円	10,700円	17,100円
2	5,000	5,400	10,700	17,100
3	5,000	5,400	10,700	17,100
4	5,000	5,400	10,700	17,100
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6	5,200	5,700	11,100	17,500
7	5,200	5,700	11,100	17,500
8	5,200	5,700	11,100	17,500
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10	5,400	6,000	11,500	17,900
11	5,400	6,000	11,500	17,900
12	5,400	6,000	11,500	17,900
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14	5,600	6,300	12,400	18,300
15	5,600	6,300	12,400	18,300
16	5,600	6,300	12,400	18,300
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18	5,900	6,600	12,800	18,700
19	5,900	6,600	12,800	18,700
20	5,900	6,600	12,800	18,700
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23	6,200	7,000	13,200	19,000
24	6,200	7,000	13,200	19,000
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27	6,500	7,300	13,600	19,400
28	6,500	7,300	13,600	19,400
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30	6,800	7,600	14,000	19,600
31	6,800	7,600	14,000	19,600
32	6,800	7,600	14,000	19,600
33	7,100	7,900	14,400	19,900
34	7,100	7,900	14,400	19,900
35	7,100	7,900	14,400	19,900
36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38	7,400	8,300	14,800	
39	7,400	8,300	14,800	
40	7,400	8,300	14,800	
41	7,700	8,900	15,100	
42	7,700	8,900	15,100	
43	7,700	8,900	15,100	
44	7,700	8,900	15,100	
45	8,000	9,300	15,500	
46	8,000	9,300	15,500	

4 7	8,000	9,300	15,500	
4 8	8,000	9,300	15,500	
4 9	8,300	9,700	15,900	
5 0	8,300	9,700	15,900	
5 1	8,300	9,700	15,900	
5 2	8,300	9,700	15,900	
5 3	8,600	10,500	16,300	
5 4	8,600	10,500	16,300	
5 5	8,600	10,500	16,300	
5 6	8,600	10,500	16,300	
5 7	8,800	10,900	16,700	
5 8	8,800	10,900	16,700	
5 9	8,800	10,900	16,700	
6 0	8,800	10,900	16,700	
6 1	9,100	11,300	17,100	
6 2	9,100	11,300	17,100	
6 3	9,100	11,300	17,100	
6 4	9,100	11,300	17,100	
6 5	9,400	12,100	17,400	
6 6	9,400	12,100	17,400	
6 7	9,400	12,100	17,400	
6 8	9,400	12,100	17,400	
6 9	9,700	12,500	17,700	
7 0	9,700	12,500	17,700	
7 1	9,700	12,500	17,700	
7 2	9,700	12,500	17,700	
7 3	9,900	12,900	18,000	
7 4	9,900	12,900	18,000	
7 5	9,900	12,900	18,000	
7 6	9,900	12,900	18,000	
7 7	10,200	13,300	18,300	
7 8	10,200	13,300	18,300	
7 9	10,200	13,300	18,300	
8 0	10,200	13,300	18,300	
8 1	10,400	13,700	18,500	
8 2	10,400	13,700	18,500	
8 3	10,400	13,700	18,500	
8 4	10,400	13,700	18,500	
8 5	10,600	14,000	18,700	
8 6	10,600	14,000	18,700	
8 7	10,600	14,000	18,700	
8 8	10,600	14,000	18,700	
8 9	10,800	14,400	18,900	
9 0	10,800	14,400	18,900	
9 1	10,800	14,400	18,900	
9 2	10,800	14,400	18,900	
9 3	11,000	14,700	19,100	
9 4	11,000	14,700		
9 5	11,000	14,700		
9 6	11,000	14,700		
9 7	11,200	15,000		

98	11,200	15,000		
99	11,200	15,000		
100	11,200	15,000		
101	11,400	15,400		
102	11,400	15,400		
103	11,400	15,400		
104	11,400	15,400		
105	11,500	15,700		
106	11,500	15,700		
107	11,500	15,700		
108	11,500	15,700		
109	11,600	16,000		
110	11,600	16,000		
111	11,600	16,000		
112	11,600	16,000		
113	11,700	16,300		
114	11,700	16,300		
115	11,700	16,300		
116	11,700	16,300		
117	11,900	16,500		
118	11,900	16,500		
119	11,900	16,500		
120	11,900	16,500		
121	12,000	16,800		
122	12,000	16,800		
123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		
130		17,200		
131		17,200		
132		17,200		
133		17,400		
134		17,400		
135		17,400		
136		17,400		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,600		
142		17,800		
143		17,800		
144		17,800		
145		17,800		
146		17,800		
147		18,000		
148		18,000		

149		18,000		
150		18,000		
151		18,000		
152		18,300		
153		18,300		
154		18,300		
155		18,300		
156		18,300		
157		18,500		

別表第9（第22条関係）

一般職俸給表（一）

職 種	職務の級	管理職手当の月額
事務局長	9級	104,200円
	8級	94,000円
課長	6級	62,300円
	5級	59,500円
	4級	55,500円

教育職俸給表（一）

職 種	職務の級	管理職手当の月額
副学長	5級	93,500円
教育研究支援機構長		
附属学校部長		86,800円
附属小学校長		
附属中学校長		
附属幼稚園長		80,200円

教育職俸給表（二）

職 種	職務の級	管理職手当の月額
附属小学校副校長	4級	65,100円
附属中学校副校長		
附属小学校副校長	3級	64,500円
附属中学校副校長		
附属幼稚園副園長		53,700円
附属小学校主幹教諭	2級	30,000円
附属中学校主幹教諭		

別表第10（第22条の2関係）

教育職俸給表（一）

職 種	職務の級	手当の月額
学長補佐	5級・4級	30,000円

別表第11（第22条の4関係）

一般職俸給表（一）

職 種	職務の級	第 1 項	第 2 項
事務局長	9 級	1 0 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円
	8 級	1 0 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円
課長	6 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
	5 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
	4 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円

教育職俸給表（一）

職 種	職務の級	第 1 項	第 2 項
副学長	5 級	8 , 5 0 0 円	4 , 3 0 0 円
教育研究支援機構長			
附属学校部長		7 , 8 0 0 円	3 , 9 0 0 円
附属小学校長			
附属中学校長			
附属幼稚園長		7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円

教育職俸給表（二）

職 種	職務の級	第 1 項	第 2 項
附属小学校副校長	4 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
附属中学校副校長			
附属小学校副校長	3 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
附属中学校副校長			
附属幼稚園副園長		6 , 0 0 0 円	3 , 0 0 0 円
附属小学校主幹教諭	2 級	4 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
附属中学校主幹教諭			